

ひとり親家庭の貧困に対する  
求められる支援や社会の在り方

角川 春菜

## 目次

はじめに

1. 日本におけるひとり親家庭の貧困の現状
  1. 1 日本におけるひとり親家庭の貧困率の高さ
  1. 2 貧困が及ぼす影響
    1. 2. 1 ひとり親家庭で育つ子ども
    2. 2. 2 ひとり親家庭を支える親
2. ひとり親家庭における貧困の背景と原因
  2. 1 なぜひとり親家庭の貧困率が高いのか
  2. 2 ひとり親家庭の貧困問題における日本特有の背景
3. ひとり親家庭の貧困問題に対する政策・取り組み
  3. 1 ひとり親家庭に対する貧困支援策
  3. 2 民間における取り組み
  3. 3 諸外国の政策や取り組み
    3. 3. 1 デンマーク
    3. 3. 2 フランス
4. ひとり親家庭の貧困問題に対する求められる支援や社会の在り方
  4. 1 日本における支援や取り組みの課題
  4. 2 ひとり親家庭の貧困問題解決に向けた求められる支援や社会の在り方
    4. 2. 1 求められる支援
      - 子どもに対する支援-
      - 親に対する支援-
    4. 2. 2 社会の在り方

おわりに

参考・引用文献

## はじめに

大学で受講したある講義の中で、日本は先進国であるにも関わらず、貧困率が高くまた貧富の差が激しいという事実を知り驚いた。日本の子どもの貧困率は約7人に1人とされ、今や見逃すことのできない大きな社会問題となっている。子どもの貧困が問題であるのは、貧困が子ども期だけではなく、その子どもが大人になってから、ひいては結婚し、子どもを産んだ際にはその子どもにまで受け継がれる可能性があり、一刻も早く食い止めなければならない問題であるからだ。当たり前のことだが、子どもは、その家庭の影響を強く受ける。つまり、子どもの貧困を食い止めるには、その家庭全体に目を向け、その家庭全体に支援を行う必要がある。子どもの貧困の多くは、ひとり親家庭で起こっている問題であるため、ひとり親家庭全体に目を向けることで、子どもの貧困の解決に繋がると考え今回このテーマを設定した。

本論文の目的は二つある。ひとり親家庭における貧困問題はどのような背景や原因によって生じているのか、同問題の解決に向けた求められる支援や社会の在り方とはどのようなものか、これらを明らかにすることである。第一章では、日本のひとり親家庭の貧困についてその現状を述べ、貧困であることはなぜ問題であるのか、またどういった影響を及ぼすのか、これらを子どもと親の両方の視点から述べる。続く第二章では、一般にひとり親家庭が貧困状態に陥りやすい原因を簡潔に述べ、二節では主に日本特有の背景や原因について考察する。第三章では、日本で行われているひとり親家庭の貧困問題に対する政策や取り組みの例を挙げ、デンマーク、フランスとの比較を行う。そして第四章では、第三章で明らかになった日本の政策や取り組みにおける課題を明らかにし、問題解決に向けた求められる支援や社会の在り方について考察する。

## 1. 日本におけるひとり親家庭の貧困の現状

### 1. 1 日本におけるひとり親家庭の貧困率の高さ

「貧困」というと、食べる物も住む家もなく寒さや栄養不足から餓死に至るというような状態をイメージしている人がいるかもしれない。そういった人々にとっては戦後、高度経済成長期を迎え目覚ましい発展を遂げた我が国日本において、貧困が問題視されていることは想像し難いだろう。しかし近年、日本においても子どもやひとり親家庭の高い貧困率が問題となっている。<sup>1</sup>厚生労働省によると、2015年の子どもがいる現役世帯(世帯主が18歳以上65歳未満)の相対的貧困率は12.9%であり、約7世帯に1世帯が貧困状態に陥っている。このうち、大人が二人以上いる世帯の貧困率は10.7%、大人が一人の世帯では

---

<sup>1</sup> 厚生労働省「平成28年 国民生活基礎調査の概況」  
[http://www.koshu-eisei.net/upfile\\_free/20170731\\_FL111.pdf](http://www.koshu-eisei.net/upfile_free/20170731_FL111.pdf) (2018. 12. 20)

50.8%となっており、ひとり親家庭においては半数以上が貧困状態にあるという衝撃的な事実が明らかとなっている。国際的に見ても、日本の貧困率は高い。OECD(経済協力開発機構)の調査<sup>2</sup>によると、2009年の日本の子どもの貧困率は15.7%でありOECD加盟国34ヶ国中10番目に高い。また、子どもがいる現役世帯のうち大人が一人、かつ就労している世帯の貧困率は、加盟国中最も高いというデータが公表されている。つまり、ひとり親家庭に限って言えば、日本は先進国の中で最も貧困な国の一つであると言える。

このように、先進諸国の中でも貧困率の高い日本だが、現在日本で問題となっている貧困は、「相対的貧困」(加藤 2016:36)という目には見えづらい貧困である。一般に貧困には2種類あり、加藤(2016)は、現在暮らしている社会のほとんどの人が享受している「普通の生活」をおくることができない状態を「相対的貧困」と定義している。その一方で、生命を維持するために必要な最低限の食料と住居がない場合の貧困を「絶対的(根本的)貧困」と呼んでいる。「絶対的貧困」が「その人が生きている国や時代などに関係なく不変のものとして決定される基準である」のに対して、「相対的貧困」は、「その人の生きている国や時代、その社会によって変化する」(加藤 2016:36-37)基準である。つまり、「相対的貧困」という概念は、実に曖昧なもので具体的にどういった状態が貧困であるのかを定義づけるのは非常に難しい。そこで、貧困を測る指標の一つとして用いられているのが、各家庭の所得を基準として算出される相対的貧困率だ。「相対的貧困率は、OECD(経済協力開発機構)、EU(欧州連合)、ユニセフ(国際連合児童基金)などの国際機関で用いられており、多くの先進国の公的な貧困基準としても採用されている、最も一般的な貧困指標である。」(阿部 2014:5)日本政府が行っている各調査で目にする貧困率もこの相対的貧困率である。

上記で示したデータから日本のひとり親家庭の貧困率は非常に高いという事実が明らかになった。では実際に貧困であることは、その家庭で暮らす子どもや親にどういった影響を及ぼすのだろうか。次節以降で詳しく見ていきたい。

## 1. 2 貧困が及ぼす影響

### 1. 2. 1 ひとり親家庭で育つ子ども

前述したように、日本ではひとり親家庭の半数以上が相対的貧困の状態にある。貧困であることが及ぼす影響はとても大きく、特に子ども期の貧困は、その時限りではなくその後の人生にも大きく影響する可能性が高い。その最たる例が子どもの低学力化及び低学歴化である。最低限の教育(例えば高校卒業という学歴や高校卒業レベルの学力)は子どもが大人になる上で必要不可欠なものであるが、貧困な家庭で育つ子どもはそうでない子どもよりも低学力・低学歴である確率が高いことが分かっている。まず、学力に関してだが、文部科学省が行っている全国学力テストの結果から子どもの学力と家庭の経済状況・家庭

---

<sup>2</sup> OECD 「Child poverty」

[https://www.oecd.org/els/family/CO2\\_2\\_ChildPoverty\\_Jan2014.pdf](https://www.oecd.org/els/family/CO2_2_ChildPoverty_Jan2014.pdf) (2018. 12. 20)

環境との間に相関関係があることが報告<sup>3</sup>されている。お茶の水女子大学教授の耳塚(2009)は、文部科学省から委託を受け、5政令都市100校(「対象校の選定にあたっては、児童数21名以上の公立小学校を無作為に20校(1市あたり)を抽出した。」)に通う第6学年の児童の担任教員及び保護者に対して質問紙調査を行った。耳塚は、そこで得られた児童の学習環境や学習状況に関するデータから児童の学力を左右する要因に関して7つの分析結果を提示している。この中からいくつか取り上げたい。まず一つ目が「世帯年収の高い家庭ほど子どもは高学力である」ということだ。世帯年収が200万円未満の子どもの平均値を比べると、その差は全科目において20ポイント近くに及び、算数Bに関しては23ポイントもの差がある。また、塾や家庭教師を含む学校外教育支出が多い世帯ほど子どもの学力が高いという結果も出ており、家庭の経済状況が子どもの学力に与える影響は見逃すことができない。二つ目が「保護者の子どもへの接し方や教育意識は子どもの学力と関係している」ということだ。親に対するアンケートにおいて高学力層ほど「あてはまる」という回答が多かった項目として、「ニュースや新聞記事について子どもと話す」「家には本(マンガや雑誌を除く)がたくさんある」「テレビゲームで遊ぶ時間は限定している」などがあり、経済状況だけでなく家庭環境や親の教育方針も子どもの学力を左右する要因の一つであることが分かっている。三つ目が「保護者の普段の行動もまた子どもの学力と関係している」ということだ。この分析は、二つ目に挙げたものと類似しているが、高学力層の保護者ほど「(よく)する」傾向がある項目として「新聞の政治経済の欄を読む」「美術館や美術の展覧会へ行く」「学校での行事によく参加する」などがあり、この結果に対して耳塚は、以下のように述べている。「これらの保護者の行動は、家庭が持っている文化をあらわすと考えられる。家庭の文化が学校文化により近いほど、子どもの学力も高いという傾向が読み取れる。」この前提となる説に「文化資本説」(阿部 2014:50)がある。阿部はその中の一つとして「家庭内に存在する本の質や量、音楽・美術などの文化の多寡に着目する学説」を取り上げ、例えば「家の本棚に文学全集がそろっており、新聞や雑誌が当たり前のようにある家庭と、そのようなものがまったくない家庭においては、子どもが受ける刺激にも差が出てくる。」(阿部 2014:50)と述べ、貧困と文化資本の有無との関係性を指摘している。つまり、貧困な家庭はそうでない家庭よりも家庭の経済状況や家庭環境の悪さから文化資本の欠如に繋がりがやすく、それはその家庭で育つ子どもの興味・関心や知識の幅にも影響を与え、結果として低学力となる可能性が高まるということだ。半数以上が貧困状態であるひとり親家庭の子どもは、時間的・経済的制約からこのような状態に陥りやすいと言える。

次に学歴に関してだが、ひとり親家庭で育つ子どもの学歴は相対的に見て低い。その理由として一番に浮かぶのが経済的理由だろう。経済的に困窮している家庭の中には、高校・大学の入学金や授業料が支払えないといった理由から、進学に際して選択肢を狭めざるを得なかったり、進学そのものを断念しなければならない家庭もある。2011年の<sup>4</sup>世帯

<sup>3</sup> 耳塚寛明「お茶の水女子大学委託研究・補完調査について」

[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chousa/shotou/045/shiryo/\\_icsFiles/afieldfile/2009/08/06/1282852\\_2.pdf](http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/045/shiryo/_icsFiles/afieldfile/2009/08/06/1282852_2.pdf) (2018. 12. 20)

<sup>4</sup> 内閣府「平成29年度 子どもの貧困の状況及び子どもの貧困対策の実施状況」

別高校進学率を見ると、全世帯では99%であるのに対して、ひとり親家庭では96.3%、生活保護世帯では93.6%と低所得者層ほど子どもの進学率が低いことが分かる。次に、<sup>5</sup>大学進学率について見ると、全世帯で52%のところ、ひとり親家庭では41.9%、生活保護世帯では19%と世帯間の格差は、高校進学率のそれよりも大きくなっている。一昔前までは、中卒・高卒という学歴も珍しくはなかったが、現在では、全世帯の高校進学率はほぼ100%に達しており、さらには半数以上が大学に進学するといったことから社会全体が高学歴化しつつある。そういった意味では、中卒・高卒といった最終学歴しか持たないひとり親家庭や生活保護世帯の子ども達は、就職を含むその後の人生に関して不利な状況にあると言わざるを得ない。子どもは生まれてくる家を選ぶことができない。にも関わらず、家庭の経済状況が原因で全ての子どもが望む教育を受けることができないのであれば、それは見逃すことのできない大きな問題である。

子どもの低学力化・低学歴化の要因は、経済的理由だけではない。「家庭において親が子どもの勉強をみたり、ゆとりを持って子育てができないという『ストレス要因』や「家庭内に落ち着いて勉強ができる場所がなかったり、居住地域に図書館や公園などの社会資源がないという『環境要因』」なども考えられる。また、『モデル論』（親自身の出世や学歴達成に対する価値観が子どもに継承される）や『文化論』（親が持つ「文化」が子どもに継承される）が彷彿される『意識の格差』（阿部 2008:151）について言及する研究者もおり、社会階層によって努力や意欲に格差が生じ、そういった意識が子どもの成績を左右する要因の一つであることが明らかになっている。

貧困な家庭で育つ子どもとそうでない子どもとを大きく分けるのは高校・大学の進学に際してだと思われがちだが、実はそれ以前から格差は生まれている。現在日本では、憲法第26条により全ての子どもに教育を受ける権利が保障されており、国は小学校入学から中学校卒業までの9年間を義務教育として無償で提供している。しかし、無償と謳っている義務教育であるが、その範囲は授業料と教科書代に留まり、そこには給食費や修学旅行費、部活動費、制服代などは含まれていない。文部科学省によると、平成28年の保護者が支出した1年間の子ども一人当たりの学習費<sup>6</sup>の総額は、公立小学校において32万2千円、公立中学校において47万9千円であった。つまり、公立の小中学校であっても毎年かなりの額が自己負担費として徴収されているのである。しかし、経済的に厳しい状況にあるひとり親家庭にとっては、それらの費用を支払うことさえ厳しい場合もある。そういった家庭に対して国は、学校教育法第19条の観点から、「経済的理由によって、就学困難と認められる学齢児童生徒の保護者に対しては、市町村は、必要な援助を与えなければならない。」として<sup>7</sup>「就学援助制度」を行っている。しかし、「就学援助費が必要な経費のす

---

[https://www8.cao.go.jp/kodomonohinkon/taikou/pdf/h29\\_joukyo.pdf](https://www8.cao.go.jp/kodomonohinkon/taikou/pdf/h29_joukyo.pdf) (2018. 12. 20)

<sup>5</sup> 注4に同じく

<sup>6</sup> 文部科学省「平成28年度子どもの学習費調査 結果の概要」

[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/toukei/chousa03/gakushuui/kekka/k\\_detail/\\_icsFiles/afieldfile/2017/12/22/1399308\\_3.pdf](http://www.mext.go.jp/b_menu/toukei/chousa03/gakushuui/kekka/k_detail/_icsFiles/afieldfile/2017/12/22/1399308_3.pdf) (2018. 12. 20)

<sup>7</sup> 文部科学省「就学援助制度について」

[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/career/05010502/017.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/career/05010502/017.htm) (2018. 12. 20)

べてをカバーしているとは限ら」(阿部 2014:41)ず、また、近年では学校外での学習として塾に通ったり習い事をする子どもも増えており、教育費における「学校外活動費」に占める割合は大きくなりつつある。一方で、ひとり親家庭の総所得は、ふたり親家庭のそれと比べて極端に低く、子どもを塾や習い事に通わせることはおろか、給食費すらも支払うことができない家庭もある。時折、給食費を滞納する親は、無責任で常識外れだなどの発言を耳にするが、経済状況が厳しい家庭にとっては支払いたくても支払えないのが現状だ。塾や習い事はまだしも、給食は子どもの発育に欠かせないものである。そのため本来ならば、国が学校に通う全ての子どもに無償で提供すべきだ。

これは親子共に言えることだが、貧困であることはその人の健康にも影響を及ぼす。このことに関して阿部は、医療経済学の観点から二つの説を提示している。「一つは、貧困世帯の子どもは病気やケガをした時、その影響が大きいということである。」(阿部 2014:57)貧困世帯、ここでは仮にその確率が高いひとり親家庭を例にして考えてみる。ひとり親家庭の親は、長時間外で働いている場合が多くふたり親家庭に比べて子どもと接する時間が短い傾向にある。そのため、子どもの体調不良に気づくのが遅れ、または気づいたとしても子どもを医療機関へ連れて行く時間的余裕がない。そこで、早期に発見していれば治ったはずの病気も治らないといった事態が生じてしまうのである。ここでの経済的制約とは、保険料が支払えないために健康保険を持っていない場合や、仮に健康保険を保持していたとしても、3割の窓口負担額を支払うことができずに、医療サービスへのアクセスが困難である場合などを指す。そして、もう一つの説は、「そもそも、貧困層の子どもは、そうでない子どもに比べて、病気やケガをしやすいというものである。」その要因としては「劣悪な住環境、貧相な栄養、親のケアの欠如、家庭内のストレスなど」(阿部 2014:57)が挙げられる。このことは、子どもだけではなく、親に対しても同じことが言える。ひとり親家庭の親は、仕事や家事、育児に追われ、十分な睡眠、休息を取れていない場合が多い。そのため、病気や風邪を引き起こすリスクが高いと言える。

ここまで、貧困が子どもに与える影響について学力や学歴、学校生活、健康を例に挙げて述べてきたが、その影響が及ぶ範囲はこれらに留まらない。貧困と虐待、貧困と非行、さらには貧困と子どもの疎外感との関係性についても指摘されており、貧困であることは、その子どもが健やかに生きる上で様々な障壁を生み出している。特に子ども期の貧困は、その時限りではなく大人になってからもその影響が色濃く残る可能性があることから、早急に支援が求められる問題である。

### 1. 2. 2 ひとり親家庭を支える親

ひとり親家庭の親達もまた、様々な問題に直面している。それは彼らが一人で仕事・家事・育児をこなさなければならず、身体的にも精神的にも負担を抱えやすいからだ。<sup>8</sup>厚生労働省によると、日本のひとり親家庭の就業率は、OECD 諸国と比べても非常に高く、母子

<sup>8</sup> 厚生労働省「平成 28 年度 全国ひとり親世帯等調査結果の概要」

<https://www.mhlw.go.jp/file/04-Houdouhappyou-11923000-Kodomokateikyoku-Kateifukishika/0000188136.pdf> (2018. 12. 20)

世帯で81.8%、父子世帯で85.4%と8割以上が何らかの職に就いている。中には働いているが所得が低いために仕事をいくつか掛け持ちし、平日だけでなく土日祝日も働きに出ている親達もいる。NPO 法人しんぐるまざあず・ふぉーらむによると、母子世帯の母親の5人に一人は複数の職を掛け持ちしているという。(しんぐるまざあず・ふぉーらむ 2007) そういった家庭では、親は日々の生活を維持することに必死で子どもと接する時間を作りたくても作れないのが現状だ。<sup>9</sup>六歳未満の子どもがいる家庭の平均生活時間を見ると、母子世帯の平日の平均仕事時間は431分であり、それに対して育児時間は、46分しかない。参考までに、同年齢の子どもをもつ共働きの母親の平日の育児時間を見ると平均113分であり、無業者である妻に限っては、196分と大きな差が生まれている。ここから、ひとり親家庭の親がどれだけ仕事中心の生活を送っているかが見て取れる。

このように、余裕のない生活を送っているひとり親家庭の親達だが、実際に彼らはどういったことに不安や不満を抱えているのだろうか。前述のしんぐるまざあず・ふぉーらむが2006年に行った調査では、就学前・小学生の子どもをもつ母親の多くが「土日に仕事があるのに学童保育がない」「急な残業時の子どもの保育がない」といった声を挙げている。ひとり親家庭の中でも親などと同居している場合は、自分が仕事に行っている間子どもの面倒を見てもらうことが可能だが、すべての家庭が親との同居を選択できるわけではない。小さな子どもを持つ親が働く上で、保育所などの子どもを安心して預けられるサービスは必要不可欠だ。また、同団体による「子育てをする上での気がかりや心配事」を聞いた調査では、「母子家庭への周囲の偏見」を挙げた回答者が29%も存在した。これに関連して近藤(2013)が2005年に行った調査<sup>10</sup>によれば、「ひとり親家族であることで差別されたと感じた経験」について、「何度も感じたことがある」と回答した人は30.9%、「1~2度感じたことがある」と回答した人は23.5%おり、両方の比率を合わせると54.4%にも上る。同じく近藤が2003年に行った調査によると、日本のひとり親家庭の多くが周囲から向けられる偏見により、生きづらさを感じていることが分かる。同調査では、A市のセルフヘルプグループの会員である18歳未満の子どもを育てているひとり親の女性14人に対して1時間半程度の面接を行った。その中で6歳の子どもを持つBさんは、「職場で『よく休むね』とか、『優遇されていいね』とひとり親であることにに対して嫌味を言われ、ストレスがたまる」(近藤 2013:18)と述べており、日本ではひとり親家庭の数自体は増えつつあるものの、まだまだひとり親に対する社会からの理解は十分ではないというのが現状だ。

## 2. ひとり親家庭における貧困の背景と原因

---

<sup>9</sup> 田宮遊子・四方理人「母子世帯の仕事と育児一生活時間の国際比較から一」

<http://www.ipss.go.jp/syoushika/bunken/data/pdf/18624405.pdf> (2018. 12. 20)

<sup>10</sup> A県のセルフヘルプグループとB市の2種類のセルフヘルプグループ1,024人に対し質問紙調査を行ったところ、238人から回答を得られた。



## 2. 1 なぜひとり親家庭の貧困率が高いのか

ひとり親家庭の貧困率が高い要因として、一つに時間的制約が挙げられる。ひとり親家庭では、子どもがアルバイトをしている場合を除いて一家の稼ぎ手は父親または母親の一人である。そして彼らは、一家における主たる稼得者の役割を担うだけではなく、家事や育児も併行して、それも一人で行わなければならない。そのため、物理的に仕事に費やすことができる時間は限られている。このことに関して水無田は、「家庭責任と家計責任を双肩に負うシングルマザーは、二重の『時間貧困』に陥る。夫婦世帯ならば分担し協業しえる責任を、すべて担わねばならないからだ。」(水無田 2014:142)と述べている。「時間貧困」の状態に陥っている彼らは、長時間の残業もできないため、正規雇用労働者としては雇われづらく労働時間が固定されたパートやアルバイト、契約・派遣社員といった非正規雇用労働者として雇われるケースが多い。非正規雇用労働者は正規雇用労働者に比べて賃金が低く、場合によっては社会保険もなくまた、契約期間があるためいつ解雇されるかわからないといった不安定な条件の下で働いている。このように、ひとり親家庭の親達は仕事、家事、育児に板挟みにされ、そういった時間的余裕のなさから選択可能な雇用形態が限られてしまい、その結果経済的に困窮しやすくなっていると言える。

## 2. 2 ひとり親家庭の貧困問題における日本特有の背景

阿部は、日本の母子世帯の状況は、国際的にみて非常に特異であると述べており、それを一文にまとめるのであれば、「母親の就労率が非常に高いのにもかかわらず、経済状況が厳しく、政府や子どもの父親からの援助も少ない」(阿部 2008:109)のが特徴だという。これは言い換えると、「国の福祉政策が乏しい上に離れて暮らしている親からの養育費も期待できないため、親達は長時間働くしかないが、労働条件が良くないために貧困から抜け出せない」とも言える。ここから、日本のひとり親家庭の貧困率が高い要因としてひとつに、低賃金で雇われている非正規雇用労働層の割合が高いことが挙げられる。前述したように、日本のひとり親家庭の8割以上は就労している。しかし、そのうちの多くが非正規雇用労働者として雇われており、母子世帯に限って言えば、その半数はパートやアルバイトなどの非正規就労である。東京都の調査によると、母子家庭の母の職種のうちパート・アルバイトが占める割合は、1997年では18.5%であった。しかし、2012年には56%とその割合は年を追うごとに増えつつある。

この背景には日本全体における非正規雇用労働者の増加がある。<sup>11</sup>1990年に881万人だった非正規雇用者数は、2014年には1962万人と2倍以上に増加し、非正規化の波がひとり親家庭だけではなく、日本全体に広がっていることが分かる。その背景には何があるのだろうか。厚生労働省が全国16,973の事業所のうち正社員以外の労働者を活用している

---

<sup>11</sup> 総務省統計局「最近の正規・非正規雇用の特徴」  
<https://www.stat.go.jp/info/today/097.html> (2018.12.20)

事業所に対してその理由を調査<sup>12</sup>したところ、10,938の事業所から回答が得られた。その理由として最も多かったのが「賃金の節約のため」で38.6%、次いで「1日、週の中の仕事の繁忙に対応するため」が32.9%であった。まず「賃金の節約のため」だが、この項目は「パートタイム労働者を雇用する理由としてもともと最も多くの企業があげているが、1994年から1999年、さらに2003年へと回答が増えて」おり、その背景として「経済がこれまでなかったような長期停滞、大きな不況になり、企業にとってコスト全般を削減する要請が強まった」（太田 2006:46）ことが挙げられる。そして「1日、週の中の仕事の繁忙に対応するため」と回答した背景には、「産業構造でサービス業のウエイトが増し、顧客に直接会ってサービスする必要がある（したがってモノのように在庫がきかない）仕事が増えてきたこと」（太田 2006:45）があると考えられる。一方で、正社員以外の労働者について、現在の就業形態を選んだ理由を見ると、「自分の都合のよい時間に働けるから」が37.9%と最も高く、「家計の補助、学費等を得たいから」が30.6%、「家庭の事情（家事・育児・介護等）と両立しやすいから」が25.4%であった。この結果を見ると、労働者側は、自らのワークライフバランス実現のため積極的に非正規という雇用形態を選択し、また企業側も安価で融通の効く労働力を求めて非正規雇用労働者を増やしており、一見双方の利害は一致しているように感じられる。しかし、労働者側の回答として、「正社員として働ける会社になかったから」も18%程おり、決してポジティブな理由のみが見受けられるわけではない。特に、ひとり親家庭の中には、家事・育児と両立しやすいといった理由で正規よりも低賃金である非正規という雇用形態を選択している者もいるが、実際は、自分一人で子どもを育てなければいけないことから多くの収入が必要であり、本来ならば正規社員として働きたいと考えている親達もいる。前述した近藤（2013）の調査によれば、「今後希望する働き方」として、「企業や団体などに正社員・職員として勤めたい」と回答した人は、67.3%おり、「企業や団体などに臨時雇い、パート、アルバイトとして勤めたい」の14.2%を大きく上回った。その理由としてはやはり、収入の安定した職業に就きたいといったことが大きいだろう。実際のところ、<sup>13</sup>正社員と非正社員の賃金格差はかなり大きく、その差は所定内給与額ベースで1.5倍、年収ベースで1.8倍程度であり、同一労働であってもその待遇には大きな差が生まれている。そのため、ひとり親家庭を含む日本の貧困問題解決には、労働市場における正規と非正規の格差を解消していくことが必要不可欠である。

母子世帯に限った話だが、働いているが貧困であるもう一つの要因として、労働市場における女性の脆弱さが挙げられる。日本においても、以前に比べ女性の社会進出が進み、男女間の格差も縮まりつつあるが、依然として人々の間には性別役割分業意識が根付いている。そのため、まだまだ女性が主たる稼得者として生きていくことができるような社会になったとは言い切れない。このことは、フルタイムで働く女性の賃金が男性の7割程であることから明らかだ。同じひとり親家庭でも、母子世帯の就労収入が父子世帯に比べ

---

<sup>12</sup> 厚生労働省「平成26年就業形態の多様化に関する総合実態調査の概況」

<https://www.mhlw.go.jp/toukei/itiran/roudou/koyou/keitai/14/> (2018.12.20)

<sup>13</sup> 内閣府「正社員・非正社員の賃金差の現状」

<https://www5.cao.go.jp/j-j/wp/wp-je17/pdf/p02013.pdf> (2018.12.20)

て少ないのもこういった背景によるものだと考えられる。<sup>14</sup>2015年の母子世帯の平均年間就労収入は、200万円であり、父子世帯の398万円を大きく下回っている。つまり、母子世帯の貧困は、元々労働市場において弱い立場にあった女性がひとり親になったことで、現れた問題であると言える。しかし、そうは言っても父子世帯の平均年間就労収入も<sup>15</sup>夫婦二人と児童のいる世帯の平均である646万円からはかけ離れており、その額は決して子どもを養育するのに十分な額とは言えない。このように、ひとり親家庭の貧困は、日本の労働市場に潜む問題を顕著に反映しているのではないか。

二つ目の要因として、国による経済支援の乏しさが挙げられる。<sup>16</sup>内閣府によると、2015年の日本の児童・家族関係の社会支出の対GDP比(家族関係の給付の国民経済全体に対する割合)は、1.31%であり、フランスの2.92%、スウェーデンの3.64%などOECD諸国と比べても公的支出が縮小させられている傾向にある。特に、国による援助が最も必要であるはずの教育費に関して日本は、その家族負担が先進国の中で最も大きい国の一つである。(OECD 2003)これには、元々日本において育児は家庭内で完結させるものという考え方が浸透していることも関係しているであろうが、2002年に行われた母子福祉改革の影響を強く受けている。この前提となったのが、2000年に行われた社会福祉基礎構造改革だ。これは、国の福祉政策の中心を経済支援から就労支援へとシフトし、福祉サービス受給者の経済的自立を図るという目的で行われた。この流れを受け、母子世帯に対しても離婚の増加や雇用状況の悪化といった状況に対応すべく、改革が行われたということである。これに伴い、児童扶養手当も改正され、手当の内容が離婚後から就労し自立に向かうまでの一定期間を特に重点的に支援する方向へと変化した。このように、経済支援から就労支援へと国の政策の形は大きく変化した。肝心の母子世帯の年間収入は、児童扶養手当改正が行われた2002年の212万円から<sup>17</sup>2015年の200万円へと減少していることが分かる。確かに、就労支援を強化したことによって、就労収入は、162万円から181万円と増加しているが、経済支援が縮小した影響からか、総所得は減少している。第1節で述べたように、日本の労働市場は、非正規雇用の増加及び正規と非正規の格差拡大といった大きな問題を抱えており、働いているが貧困であるというワーキングプアの状態に陥っている人々が多く存在する。そのため、就労による自立が中々うまくいかないひとり親には、ある程度の経済支援が必要なのではないか。

三つ目の要因として、離別した配偶者からの養育費による支援が不十分であることが挙げられる。収入の少ないひとり親家庭にとって、離れて暮らす親からの養育費は大きな存

---

<sup>14</sup> 厚生労働省「平成28年度 全国ひとり親世帯等調査結果報告」

[https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11920000-](https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11920000-Kodomokateikyoku/0000188167.pdf)

[Kodomokateikyoku/0000188167.pdf](https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11920000-Kodomokateikyoku/0000188167.pdf) (2018. 12. 20)

<sup>15</sup> 厚生労働省「平成28年 国民生活基礎調査の概況」

<https://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/k-tyosa/k-tyosa16/dl/16.pdf> (2018. 12. 20)

<sup>16</sup> 内閣府「家族関係社会支出(各国対GDP比)」

<https://www8.cao.go.jp/shoushi/shoushika/data/gdp.html> (2018. 12. 20)

<sup>17</sup> 厚生労働省「平成28年度 全国ひとり親世帯等調査結果の概要」

<https://www.mhlw.go.jp/file/04-Houdouhappyou-11923000-Kodomokateikyoku-Kateifukishika/0000188136.pdf> (2018. 12. 20)

在である。しかし、日本のひとり親家庭をめぐっては、養育費の取り決め率及び受給率が低い、仮に取り決めをしたとしても途中で支払われなくなるケースがある、養育費の額が十分でないといった問題がある。

ここで、養育費の定義について確認しておきたい。水無田(2014)は、「一般に養育費とは、離婚した夫婦のうち、子どもと離れて暮らす方の親が、子どもの扶養義務に基づき分担する子どもの生活費を意味する。」(水無田 2014:100)と述べている。また<sup>18</sup>法務省は、「親の子どもに対する養育費の支払義務(扶養義務)は、親の生活に余力がなくても自分と同じ水準の生活を保障するという強い義務(生活保持義務)」であると述べており、ここから養育費を支払うことは、親としての責任であり義務であることが分かる。そして、一般に養育費は、父から母に支払われることが多い。「なぜなら日本では、離婚した夫婦は母が子どもの親権を取得するケースが多く、かつ一般に父より母の方が稼働能力が低いからである。」(水無田 2014:101)

では、実際に養育費の取り決めや受け取りをしている家庭はどのくらいいるのだろうか。養育費が一般に父から母へと支払われることから、ここでは母子世帯について見てみたい。まず、取り決めに関してだが、<sup>19</sup>母子世帯のうち取り決めをしていると回答した人の割合は2016年において42.9%と5年前の37.7%よりも増加したものの、依然として半数以上が元夫との間に取り決めを交わしていないことが分かる。次に、実際の<sup>20</sup>受給状況を見ると、「現在も養育費を受けている」が24.3%、「養育費を受けたことがある」が15.5%、「養育費を受けたことがない」が56%となっており、その受給率の低さが伺われる。また、「現在も養育費を受けている」と回答した家庭の中には数年後、その支払いが滞ったというケースもあり、子どもが成人するまで養育費がきちんと支払われている家庭は非常に少ないと言える。国際的に見ても、日本のように養育費の取り決め率や受給率が低い国は珍しい。「アメリカ、イギリス、スウェーデンなど、多くの先進諸国では、養育費徴収の公的制度が整備されており、父親は税金を支払うのと同じ感覚で養育費を支払っている。」(阿部 2008:119)アメリカでは、離婚の場合だけでなく別居、未婚の場合にも取り決めがなされており、<sup>21</sup>「ひとり親世帯(うち、85%程度は母子世帯)の5~6割(離婚の場合64.6%、別居の場合49.8%、未婚の場合47.8%)が、子どもの親権を持たない親側との間に養育費の取り決めをしている。」そして、そのうち「5~6割のひとり親世帯は取り決めた養育費を全額受給しており、全く養育費を貰っていない世帯は全体の2割に過ぎない」(周 2008)という。

では、日本においてひとり親家庭の養育費の取り決め率や受給率が低いのはなぜだろうか。その理由の一つとして日本の離婚の9割が協議離婚であることが挙げられる。離婚には協議離婚と調停離婚があり、協議離婚とは、「夫婦の話し合いによって離婚に合意する

---

<sup>18</sup> 法務省「子どもの養育に関する合意作成書の手引きと Q&A」

<http://www.moj.go.jp/content/001242799.pdf> (2018. 12. 20)

<sup>19</sup> 注 17 に同じく

<sup>20</sup> 注 17 に同じく

<sup>21</sup> 周燕飛「養育費の徴収と母子世帯の経済的自立」

<https://www.jil.go.jp/column/bn/colum094.html> (2018. 12. 20)

ことをいう。」(水無田 2014:98)一方で、<sup>22</sup>調停離婚とは、「夫婦関係調整調停」とも言い、「離婚について当事者間の話し合いがまとまらない場合や話し合いができない場合」に、「家庭裁判所の調停手続きを利用すること」で至る離婚を指す。調停離婚は協議離婚に比べ様々な手続きを要するため、実際に離婚に至るまでの期間も長く心身共に負担を伴うこともあるが、養育費や面会権に関して公的に取り決めがなされるため、後々起こり得るトラブルを避けることができるというメリットがある。協議離婚がその他の離婚に比べて、養育費の受給率が低いのもそれが理由であると考えられる。日本において協議離婚が多い背景として水無田は、『和をもって尊しとなす』文化気風も多少の影響はあるのかもしれないが、それ以上に法制度と家族観をめぐる構造的問題が大きい(水無田 2014:121)と述べている。今でこそ離婚した際の子どもの親権は、母親が取得するのが主流であるが、「1965年までは父親が親権を取得するケースが多数派を占めていた。」(水無田 2014:125)その背景には、戦前に制定・施行された戸籍法や明治民法に見られる家父長制度の名残がある。明治民法第 877 条には、「子ハ其家ニ在ル父ノ親権ニ服ス」と記載されており、基本的には親権は父親にあり、母親が親権を取得することはなかった。戦後、新憲法が成立し、それと共に民法も改正され、民法第 818 条の「親権者」の項目に「親権は、父母の婚姻中は、父母が共同して行う。ただし、父母の一方が親権を行うことができないときは、他の一方が行う。」との記載がされて始めて、父母のどちらにも親権が認められるようになったのである。だが、戦後すぐには慣習としての家制度は、なくならずしばらくは父親が親権を取得することになる。その当時の主たる稼得者は父親である場合がほとんどであったので、人々の関心が養育費に向かうことはなかった。そして、母親が親権を取得するケースが増えた現在においても、養育費の取り決めや受け取りがなされていないのは、戦後日本にとって、養育費といった概念があまり染み付いていなかったことが関係していると考えられる。

日本において養育費の取り決め率や受給率が低いもう一つの理由として、公的措置の脆弱さがある。養育費の履行確保に関して下夷(2010)は、次のように述べている。

「養育費が支払われていない場合、それを確保するために母子世帯が利用できる制度としては、『家庭裁判所の履行確保制度』と『民事上の強制執行制度』がある。いずれも司法の制度である。

家庭裁判所の履行確保制度とは、家庭裁判所で定めた債務が履行されない場合に、履行勧告や履行命令が行われる制度であり、養育費の定めが履行されない場合にも、母親は履行勧告や履行命令を申し立てることができる。費用も安く、手続きも簡便だが、この制度は家庭裁判所で養育費を決定したケースしか利用できない。いわば、家庭裁判所によるアフターケアのような性格の制度である。くわえて、強制力が弱いという問題もある。履行勧告は父親に自発的な支払いを促すもので、勧告に応じなくても制裁はない。履行命令はそれより一段強い法的手段だが、命令に従わない場合でも、一〇万円以下の過料が課されるにすぎない。

---

<sup>22</sup> 裁判所「夫婦関係調整調停(離婚)」

[http://www.courts.go.jp/saiban/syurui\\_kazi/kazi\\_07\\_01/\(2018.12.20\)](http://www.courts.go.jp/saiban/syurui_kazi/kazi_07_01/(2018.12.20))

また、養育費について裁判所の決定がある場合や、取り決めた内容を公正証書にしている場合は、民事上の強制執行制度を利用して、父親の給与や貯金を差し押さえることができる。父親の給与の差し押さえを望んでいる母子世帯は多いが、実際にこれを申し立てるには、あらかじめ、父親の住所や勤務先、給与の支払い状況などを確認しておかなくてはならない。離婚後、相手との連絡が途絶える場合も多く、父親の情報を収集することは容易ではない。さらに、法的な手続きにかかるコストの問題もある。弁護士を依頼するには費用がかかり、事実上、制度を利用できる母子世帯は限られる。しかも、うまく手続きをすすめたとしても、父親が勤務先を退職すれば、すべて最初からやり直さなければならない。」(下夷 2010:83-84)

このように、養育費の履行確保制度には様々なものがあり、どれも一見効果的であるように思われるが、そこには制度としての強制力がなかったり、制度利用に至るまでのプロセスが困難であったりと様々な問題が潜んでいる。

### 3. ひとり親家庭の貧困問題に対する政策・取り組み

#### 3. 1 ひとり親家庭に対する貧困支援策

2002年より我が国のひとり親家庭に対する政策は、「経済的支援」から「就業・自立に向けた総合的な支援」へとその形が大きく変化した。その背景には<sup>23</sup>「離婚の急増など母子家庭等をめぐる状況が変化する中で、母子家庭等の自立の促進を図りながら、その児童の健全な成長を確保することが重要な課題となっている。」という認識がある。その上で、政府は<sup>24</sup>「子育て・生活支援策」「就業支援策」「養育費の確保策」「経済的支援策」を4つの柱として施策を推進している。

まず「子育て・生活支援策」について、ここでは具体的に二つの政策を取り上げる。一つ目が「ひとり親家庭等日常生活支援事業」である。これは、「修学や疾病などにより家事援助、保育等のサービスが必要となった際に、家庭生活支援員の派遣等を行う」事業である。サービスを利用するに当たっては、親自身の「技能習得のための通学、就職活動等の自立促進に必要な事由」と「疾病、出産、看護、事故、冠婚葬祭、残業、出張、学校等の公的行事の参加等の社会通念上必要と認められる事由」の二つが一時的事由として認められている。また、「就業上の理由により帰宅時間が遅くなる」といった定期的な事由にも対応している。派遣される家庭生活支援員には、国が業務を遂行する上で相応しいと判

---

<sup>23</sup> 厚生労働省「平成15年度における母子家庭の母の就業の支援に関する施策の実施の状況報告」

<https://www.mhlw.go.jp/wp/hakusyo/boshi/04/dl/03.pdf> (2018. 12. 20)

<sup>24</sup> 厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課「ひとり親家庭等の支援について」

<https://www.mhlw.go.jp/content/000331152.pdf> (2018. 12. 20)

断した者が選定され、その中でも保育サービスを行う者は、国が指定した研修を修了している必要がある。そのため、親達は安心して家事や育児を任せることができる。二つ目が「ひとり親家庭等生活向上事業」だ。具体的な支援内容としては、「育児や家事、健康管理等の生活一般に係る相談に応じ、必要な助言・指導や各種支援策の情報提供等を実施する相談支援事業」、「高等学校卒業程度認定試験の合格等のためにひとり親家庭の親に対して学習支援を実施する学習支援事業」、「家計管理、子どものしつけ・育児や養育費の取得手続き等に関する講習会の開催等を実施する家計管理・生活支援講習会等事業」、「ひとり親家庭が互いの悩みを打ち明けたり相談しあう場を設け、ひとり親家庭の交流や情報交換を実施する情報交換事業」などがある。また、「子どもの生活・学習支援事業」として「ひとり親家庭の子どもに対し、放課後児童クラブ等の終了後に基本的な生活習慣の習得支援、学習支援や食事の提供等を行う」施策も存在する。この他にも「母子・父子自立支援員による相談・支援」や「母子生活支援施設の提供」、「子育て短期支援事業」など支援の幅は多岐に渡っている。

二つ目の「就業支援策」は、2012年に「母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法」が成立したことからも、国が特に力を入れている政策の一つである。具体的には、「マザーズハローワーク事業」、「母子家庭等就業・自立支援事業」、「母子自立支援プログラム策定等事業」、「自立支援教育訓練給付金」、「高等職業訓練促進給付金」などがある。この中からいくつか紹介したい。まず、「マザーズハローワーク事業」だが、政府は2006年、全国13箇所に子育て中の女性や男性に対して再就職支援を実施するマザーズハローワークを設置した。そのサービス内容には、「きめ細やかな職業相談・職業紹介」、「仕事と子育てが両立しやすい求人情報の収集・提供」、仕事だけでなく保育サービスに関する情報提供などがある。子連れで来所しやすい環境も整っているため、親は落ち着いて相談ができる。次に、「自立支援教育訓練給付金」だが、これは「母子家庭の母又は父子家庭の父が教育訓練講座を受講し、修了した場合にその経費の一部を支給する」制度である。また、「高等職業訓練促進給付金」は、「母子家庭の母又は父子家庭の父の就職を容易にするために必要な資格の取得を促進するため、当該資格に係る養成訓練の受講期間について給付金を支給する」制度である。どちらもひとり親家庭が就労による自立を図り、彼らの生活負担を軽減することを目的に行われている。

三つ目の「養育費の確保策」では、ひとり親家庭の養育費の取り決め率及び受給率を増加させることによって、彼らの生活の安定や子ども達の健やかな成長を実現することを目指すべき方向として掲げている。支援内容としては相談支援が中心であり、代表的な相談機関には、国により業務を委託された公益社団法人家庭問題情報センター(FPIC)と地方自治体(都道府県等)または地方自治体に委託された母子家庭等就業・自立支援センターがある。前者は主に、ホームページやパンフレットを通じた養育費に関する各種手続きの情報提供、ひとり親家庭からの電話やメールによる相談対応に加え、地方公共団体に対する養育費専門相談員養成のための研修会の実施、母子家庭等就業・自立支援センターに対する困難事例へのサポートなども行っている。そして後者は、リーフレット等による情報提供、養育費取得のための取り決めや支払いの履行・強制執行に関する相談、講習等の開催、家庭裁判所へ訪れる際の同行、弁護士による法律相談などを行っている。電話・メールによる相談対応に関しては、曜日は限られているが夜間・休日でも利用可能なため、ひ

とり親家庭にとっては比較的利用しやすい支援であると言える。また、養育費の取り決めや支払いに関する支援だけではなく、離れて暮らす親と子どもの面会交流に関する支援も行っている。

四つ目の「経済的支援策」として、最も代表的なものに児童扶養手当がある。これは、父母が婚姻を解消した児童、父又は母が死亡した児童、父又は母が一定程度の障害の状態にある児童、父又は母の生死が明らかでない児童などを監護している親や養育者に対して支給される手当である。2010年より支給対象が父子世帯にも広がったことから、受給者数は増加している。支給金額は、2016年時点で、親の所得が130万円以下の場合、児童一人で満額41,020円、365万円以下の場合、41,010円から9,680円と所得に応じて段階的に支給される。扶養する児童が2人の場合は5000円加算され、3人の場合は3000円加算される。2002年からは、受給して5年が経過した際には半分の額が支給停止される(3歳未満の子どもがいる場合には、子どもが3歳になってから5年後)ことが決まり、制度自体が大きく改正された。もう一つの経済的支援として、<sup>25</sup>ひとり親医療費助成制度がある。これは、「ひとり親家庭の方(親と子)が健康保険証を使って医療機関で診療を受けた場合、その窓口で支払う自己負担のうち、一部負担金等を除く医療費を助成する制度」である。

### 3. 2 民間における取り組み

ひとり親家庭への支援を行なっている代表的な民間団体の一つにNPO法人しんぐるまざあず・ふぉーらむがある。<sup>26</sup>同団体は、1980年に任意団体として発足し、2002年にNPOとなった当事者中心の支援団体である。関東を中心に活動しており、その会員数は、全国各地にある姉妹団体も合わせると1500人以上に及ぶ。また、会員の中には、シングルマザーだけでなくシングルファザーもおり、その活動内容は、相談支援、就労支援、セミナー・講習会の開催、各種情報の発信、子育て支援、学習支援など多岐に渡っている。具体的な支援内容を見ると、相談支援では、直接相談に加えてメールや電話を通じた相談、またひとり親同士がお互いの悩みを打ち明け、相談し合う場の提供などを行なっている。就労支援としては、2016年度より開始され、世界最大手の化粧品会社ロレアルグループの日本法人である「日本ロレアル」と提携したキャリア支援プログラム「未来への扉」がある。シングルマザーがより安定した仕事に就くことを目的として5ヶ月間に渡って行われる。その内容としては、ビジネスに必要なビジネススキル(ビジネスマナー、文書作成、パソコンスキルなど)や身だしなみ(スキンケア、メイク、ヘアケアなど)を学ぶ「共通講座」や実際にある会社の社員としてプロジェクトリーダー(管理者)または、オペレータースタッフ(実務者)としてオフィスワークでの就労をめざす「オフィスワークコース」、日本ロレアルで働く美容部員をめざす「美容部員コース」など様々なプログラムが用意され

---

<sup>25</sup> 新宿区「ひとり親のサポート ひとり親医療費助成」

[http://www.city.shinjuku.lg.jp/kodomo/file03\\_04\\_00005.html](http://www.city.shinjuku.lg.jp/kodomo/file03_04_00005.html) (2018. 12. 20)

<sup>26</sup> しんぐるまざあず・ふぉーらむ

<https://www.single-mama.com/introduce/> (2018. 12. 20)



ている。情報発信に関する支援としては、ひとり親支援に関する様々な情報や親子向けイベント、各種セミナー、食の支援を知らせるメールマガジンの配信や奨学金制度の最新情報、通信制・夜間部が存在する学校の案内、働きながら進学できる方法などを当事者の声を交えつつ掲載した「教育費サポートブック」の無料配布などを行っている。また、子育て支援としては、小学校から大学に進学する子ども達 300 人に入学お祝い金として 3 万円を贈呈したり、ランドセルを購入することができなかった家庭の子どもに無料でランドセルを送付するといった活動も行なっている。親子向けイベントとしてバーベキューやクリスマス会も実施したりとその活動内容は多岐に渡っている。

### 3. 3 諸外国の政策や取り組み

#### 3. 3. 1 デンマーク

デンマークは、子どもがいる世帯のうち大人が一人の世帯の相対的貧困率が<sup>27</sup>9.3%と世界で最もひとり親家庭の貧困率が低い国である。その政策の特徴について、杉本・森田編は①「有子世帯支援政策は子の権利中心の政策であるため、母子世帯は特別な政策対象とはされていないこと」、②「母子世帯の現状は厳しいが、それを補う支援政策が比較的整備されていること」と述べている。これらを踏まえ、具体的な支援策を見ると、デンマークではひとり親家庭に対する経済的支援が非常に充実していることが分かる。ひとり親を対象とした現金給付には、有子世帯に限ったものと有子世帯には限定されないが、ひとり親家庭に関わるものの2種類がある。前者は、受給資格に所得制限がなく、非課税であることが特徴であり、具体的には全有子世帯を対象とした「有子家族手当」、1子につき支給される「普通児童手当」、1世帯につき支給される「追加児童手当」、父もしくは母が死亡した、不明であるひとり親世帯及び親/両親が年金受給者である世帯を対象とした「特別児童手当」、養育費が不払いの際に、行政が一時的に肩代わりをする「義務養育費」などがあり、これらは主に子どもの養育費をカバーする手当である。一方で、後者は、課税対象となっており、ひとり親家庭が利用可能なものには、「生活扶助」や「リハビリテーション給付」、「失業手当」、「学生生活支援金」、「学生ローン」、「住宅手当」などがあり、これらの政策は、ひとり親やその子ども自身に焦点を当てている点特徴的である。また、働くひとり親にとって欠かすことのできない保育施設に関しても高い供給率を誇っている。デンマークは、北欧諸国の中でも保育施設の利用率が高く、子どもを0歳から保育所に預ける親が多い。待機児童問題もなく、ひとり親家庭を含む全世帯の子どもが入所可能である。保育料は無料ではないが、低所得者層に対しては、減額や無償といった特例措置が設けられており、またひとり親家庭は優先的に入所することができる仕組みが整っている。教育に関しても、デンマークでは小学校から大学院まで公立であれば授業料は無料であり、私立の場合も国から一定の補助が下りるようになっている。このように、デンマークの貧困率が低い背景には、ベースとしての子育て支援が非常に手厚いことが挙げられる。それに加えて、国は全ての子育て世帯に対して豊富な支援を行い、その上でひとり親家庭

<sup>27</sup> 注2に同じく

などの社会的弱者にはプラスの支援を行うといった政策方針を採っているため、ひとり親家庭に対する差別や偏見も起きづらい。デンマークの社会政策は、ひとり親家庭に偏りすぎず、バランスの取れた政策であると言える。

### 3. 3. 2 フランス

フランスでは、ひとり親家庭は決して珍しい存在ではない。様々な家族形態のうちの一つとして受け入れられている。フランスの18歳未満の子どものいる世帯におけるひとり親家庭の割合は、2009年で20.9%であり、5組に1組がひとり親家庭だ。近藤(2013)がフランスの全国家族手当金庫のスタッフに対して行った面接調査によれば、「フランスでは、1970年代には死別によるひとり親家族が大半を占めたが、2008年頃においては、死別によりひとり親家族になった人が約10%、法律婚をしておらず、その後別れてひとり親家族になった人が約30%、離婚によりひとり親家族になった人が約60%である」という。また、「ひとり親家族である期間は平均8年間であり、一旦ひとり親になっても、その後新しいパートナーとともに再構成家族を形成する人が多いということであった。」(近藤2013:2)ここで注目すべきは、ひとり親の中でも未婚のひとり親がかなりの割合を占めているということだ。フランスでは、婚外子の割合が非常に高く、52.6%とその数は半数以上に上る。その背景には、「1999年に成立した、事実婚や同性愛カップルに税控除や社会保障などの法的権限を与えるパクス法(連帯民事契約)の影響により、法律婚をしないカップルが生きやすくなったという状況がある。」(近藤2013:3)また、2013年には同性婚が法律上認められたことから、フランスには様々な家族形態が存在している。ひとり親家庭もこのうちの一形態にすぎず、そのため彼らに対する偏見や差別の目が向けられることはほとんどない。近藤(2013)が行った調査によれば、フランス人のRさんは、「ひとり親家族だからといって特別視されることはまったくくない」、「子どもから『クラスにひとり親が多くいるから、何も心配する必要はない』と言われた」と述べており、このことからフランスがいかにひとり親家庭にとって生きやすい国であるかが分かる。

## 4. ひとり親家庭の貧困問題に対する求められる支援や社会の在り方

### 4. 1 日本における支援や取り組みの課題

ひとり親家庭が抱えている問題を探り、また諸外国との比較を行うことで日本における支援や取り組みの課題がいくつか見えてきた。まず、一つ目の課題として「ひとり親家庭に対する支援の利用率の低さ、支援自体へのアクセスの困難さ」が挙げられる。近藤(2013)の調査によれば、「子どもの病気や残業など、緊急時における何らかの公的福祉サービスの利用」に関して「利用できた」と回答した人は、全体の14.8%であり残りの85.2%の人は「利用できなかった」と回答している。また、水無田(2013)が行った聞き取り調査によると、あるシングルマザーは、「ファミサポ(ファミリーサポートセンター)なんかもそうですけど、営業時間もあるし、前もって予約しないといけなくて利用しづらい

んです。生活が厳しいから、疲れているから、『今』呼んで、『今』来てくれる手助けが欲しいんです。前もって計画的にっていうのが、すごく難しい。リアルタイムな支援が欲しいんです」(水無田 2013:23)と述べており、ここから、支援の存在自体は周知しているものの中々利用には至らないということが分かる。相談支援などは、前もって予約をすることができ、夜間・休日でも利用可能なものもあるため比較的に利用しやすいが、病児保育など急遽利用することになるであろうサービスは、計画的に利用することは難しい。必要な時に必要なサービスを提供できるような仕組みづくりが必要である。養育費に関しても、国は各種手続きの情報提供や相談支援など様々な政策を行っているが、実際のところ履行確保制度そのものには強制力が伴わず、利用に至るまでのプロセスに時間的・金銭的コストを要する場合も多い。このように、ひとり親家庭を支援する制度そのものはいくつも存在しているが、そこには構造的な問題が潜んでおり制度が実質的には機能していないことが課題の一つとして浮かび上がってくる。

二つ目の課題として、「国による経済支援の乏しさ」が挙げられる。2002年に母子福祉改革が行われて以降、日本のひとり親家庭に対する支援は、児童扶養手当を中心とした経済支援からひとり親の自立促進を促す就労支援へとその形を大きく変えた。これにより、ひとり親家庭にとって重要な収入源であった児童扶養手当も減額され、別れた親からの養育費を受給していない親は、家計のほとんどを自らの労働によって賄わねばならなくなった。しかし、子育てをしながら正社員として働くのは難しく、多くの母親は経済的自立に至るまでに時間を要する。現在の母子世帯の所得は、2002年の改革前と比べても減少しており、母子世帯の生活が以前にも増して困窮していることが分かる。また、政府は、就労により自立を促すという目標を掲げているが、実際のところ、「職業訓練などの成果が見極められる前に、所得保障の削減に着手」(阿部 2008:133)していることから、ひとり親家庭がより深い貧困に陥ってしまうのも無理はない。社会保障費の膨らみによりひとり親家庭に対する経済的な支援を増やすことは難しいかもしれないが、今後手当が拡充されることを願いたい。

## 4. 2 ひとり親家庭の貧困問題解決に向けた求められる支援や社会の在り方

### 4. 2. 1 求められる支援

#### 子どもに対する支援

第一章で、ひとり親家庭の子ども達が陥りやすい問題として、学力や学歴、学校生活、家庭環境、健康などに関する問題を取り上げた。ここから子ども達は、実に様々な問題を抱えており様々な方面からの支援が必要であるという認識を得たが、まず第一に必要な支援として「学習支援」を掲げる。なぜなら、教育は、子どもが大人になる上で最も重要な要素であるにも関わらず、ひとり親家庭で育つ子どもは、他の子どもに比べて低学力や低学歴である確率が高いからである。本論文で取り上げた子どもの学習支援には、地方自治体が放課後児童クラブ等の終了後に行っているものと、民間の当事者団体であるしんぐるまざあず・ふぉーらむが行っているものがある。支援の内容としては、経済的理由で塾に行けない子ども達の受験勉強をサポートしたり、また学校での勉強についていくことが困難な子どもに対して勉強を教えるといった内容だ。そして、学習支援の場は子どもの学力

向上だけではなく、子どもの居場所作りとしての役割も果たしているため、非常に効果的な支援であると言える。

### 親に対する支援

第二章で述べたように、ひとり親家庭が貧困に陥っている背景には、国からの支援が乏しい上に、離れて暮らす親からの養育費も期待できないため、親達は自らの労働によって家計を維持しなければならないが、家事・育児との両立を図るには低賃金である非正規という雇用形態を選択せざるを得ないという状況がある。こういった状況を踏まえると、ひとり親家庭の親にとって必要な支援は、「国からの経済援助」、「養育費を確実に受け取るためのサポート」、「仕事と家事・育児の両立支援」であると考えられる。「国からの経済援助」には、児童扶養手当といったひとり親家庭を対象とした手当を充実させることに加えて、子どもが通う高校の授業料無償化や給食費や修学旅行費などの子どもが学校生活を送る上で不可欠な費用の無償化も含まれる。「養育費を確実に受け取るためのサポート」には、各種手続きに関する相談や情報提供に加えて、調停離婚をする際の金銭的なサポートなど養育費を確実に取得するための支援が望まれる。そして「仕事と家事・育児の両立支援」には、夜間や休日にも利用できる託児施設の拡充や子どもが病気になった際にもすぐに利用することのできるサービスの仕組み構築などが考えられる。

### 4. 2. 2 社会の在り方

第二節では、ひとり親家庭の貧困問題解決に向けて求められる支援について考察したが、ここで忘れてはいけないのがひとり親家庭、特に母子世帯の貧困は、日本の労働市場に潜む問題点とともに現れた、ということである。日本のひとり親家庭が貧困に陥っている要因の一つとして、非正規雇用労働層の割合が高いことは本論文において再三述べてきた。つまり、ひとり親家庭、特に母子世帯の貧困を解決するには、日本の労働市場に潜む正規と非正規、男性と女性の賃金格差や家事・育児との両立が困難な労働形態が一般化している状況を打破することが必要である。

ひとり親家庭に対する社会の偏見をなくすことも貧困問題解決には不可欠だ。現在、日本ではひとり親家庭の数は増えつつあり、今やその存在は珍しくはないが、まだまだ両親2人が揃った世帯を「標準世帯」として社会は捉えており、ひとり親家庭に対する理解は得られていないのが現状だ。ひとり親家庭に対する制度や支援を整えることも大切だが、ひとり親家庭がのびのびと生きるためには、彼らに対する差別や偏見の意識をなくしていくことが必要である。

## おわりに

本論文の目的は、「ひとり親家庭における貧困問題の背景や原因を明らかにすること」及び「問題解決に向けた求められる支援や社会の在り方を導くこと」であった。まず、ひとり親家庭が貧困に陥りやすい背景として、本論文では「非正規雇用労働者の増加、国に

よる経済支援の乏しさ、養育費による支援の不十分さ」を挙げた。これらを踏まえて求められる支援について考えてみると、親に対する支援としては「国からの経済援助」、「養育費を確実に受け取るためのサポート」、「仕事と家事・育児の両立支援」が必要であると考えられる。子どもにとって必要な支援には様々なものが考えられるが、最も必要な支援は「学習支援」ではないか。ただ、この「学習支援」に関して本論文では、説得的な論を展開することができなかつたため残された課題として今後、考えていきたいと思う。また、父子世帯が抱えている問題や父子世帯に対する支援についてあまり触れることができなかったことも課題として挙げられる。父子世帯は、母子世帯に比べて経済的に恵まれているというイメージを持たれがちだが、ふたり親家庭と比べると相対的に厳しい生活を強いられている。父子世帯の貧困問題や父子世帯に特有の問題に関しては、残された課題として今後考えていきたい。

## 参考・引用文献一覧

- 阿部彩, 2008, 『子どもの貧困 ー日本の不公平を考える』岩波新書
- 阿部彩, 2014, 『子どもの貧困 II ー解決策を考える』岩波新書
- Insee, 2012, 『Structure des familles avec enfants』Population
- NPO 法人しんぐるまざあず・ふぉーらむ編, 2007, 『母子家庭の仕事とくらしー母子家庭の就労・子育て実態調査報告書』しんぐるまざあず・ふぉーらむ
- 太田清, 『非正規雇用と労働所得格差』, 日本労働研究雑誌, No. 557, 2006年12月号, 5p
- OECD, 2010, 「Child poverty」  
[https://www.oecd.org/els/family/CO2\\_2\\_ChildPoverty\\_Jan2014.pdf](https://www.oecd.org/els/family/CO2_2_ChildPoverty_Jan2014.pdf) (2018. 12. 20)
- Organization for Economic Co-operation & Development (OECD) (2013) Education at a glance 2013, OECD
- 加藤彰彦, 2016, 『貧困児童 子どもの貧困からの脱出』創英社/三省堂書店
- 外務省, 「世界の学校を見てみよう! デンマーク王国」  
<https://www.mofa.go.jp/mofaj/kids/kuni/denmark.html> (2018. 12. 20)
- 厚生労働省, 「男女間の賃金格差解消に向けて」  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/koyoukintou/seisaku09/index.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyoukintou/seisaku09/index.html) (2018. 12. 20)
- 厚生労働省, 「ひとり親家庭等の現状について」  
<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11900000-Koyoukintoujidoukateikyoku/0000083324.pdf> (2018. 12. 20)
- 厚生労働省, 「平成15年度における母子家庭の母の就業の支援に関する施策の実施の状況報告」  
<https://www.mhlw.go.jp/wp/hakusyo/boshi/04/dl/03.pdf> (2018. 12. 20)
- 厚生労働省, 「平成26年 就業形態の多様化に対する総合実態調査の概況」  
<https://www.mhlw.go.jp/toukei/itiran/roudou/koyou/keitai/14/> (2018. 12. 20)

厚生労働省, 「平成 28 年 国民生活基礎調査の概況」  
[http://www.koshu-eisei.net/upfile\\_free/20170731\\_FL111.pdf](http://www.koshu-eisei.net/upfile_free/20170731_FL111.pdf) (2018. 12. 20)

厚生労働省, 「平成 28 年 賃金構造基本統計調査の概況」  
<https://www.mhlw.go.jp/toukei/itiran/roudou/chingin/kouzou/z2016/dl/13.pdf9> (2018 . 12. 20)

厚生労働省, 「平成 28 年度 全国ひとり親世帯等調査結果の概要」  
<https://www.mhlw.go.jp/file/04-Houdouhappyou-11923000-Kodomokateikyoku-Kateifukishika/0000188136.pdf> (2018. 12. 20)

厚生労働省, 「平成 28 年度 全国ひとり親世帯等調査結果報告」  
<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11920000-Kodomokateikyoku/0000188148.pdf> (2018. 12. 20)

厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課, 「ひとり親家庭等の支援について」  
<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11900000-Koyoukintoujidoukateikyoku/0000205463.pdf> (2018. 12. 20)

厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課, 「ひとり親家庭等の支援について」  
<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11900000-Koyoukintoujidoukateikyoku/0000205463.pdf> (2018. 12. 20)

近藤理恵, 2013, 『日本、韓国、フランスのひとり親家族の不安定さのリスクと幸せーリ  
 スク回避の新しい社会システムー』学文社

裁判所, 「夫婦関係調整調停(離婚)」  
[http://www.courts.go.jp/saiban/syurui\\_kazi/kazi\\_07\\_01/](http://www.courts.go.jp/saiban/syurui_kazi/kazi_07_01/) (2018. 12. 20)

下夷美幸, 『養育費問題からみた日本の家族政策—国際比較の視点から—』, 比較家族史研  
 究, 第 25 号, 2010 年, 83-84p

周燕飛(独立行政法人 労働政策研究・研修機構), 『養育費の徴収と母子世帯の経済的自  
 立』  
<https://www.jil.go.jp/column/bn/colum094.html> (2018. 12. 20)

しんぐるまざあず・ふぉーらむ  
<https://www.single-mama.com> (2018. 12. 20)

新宿区, 「ひとり親のサポート ひとり親医療費助成」  
[https://www.city.shinjuku.lg.jp/kodomo/file03\\_04\\_00005.html](https://www.city.shinjuku.lg.jp/kodomo/file03_04_00005.html) (2018. 12. 20)

杉本貴代栄・森田明美, 2009, 『シングルマザーの暮らしと福祉政策—日本・アメリカ・  
 デンマーク・韓国の比較調査—』ミネルヴァ書房

総務省統計局, 「最近の正規・非正規雇用の特徴」  
<http://www.stat.go.jp/info/today/097.html> (2018. 12. 20)

田宮遊子・四方理人, 「母子世帯の仕事と育児—生活時間の国際比較から—」, 季刊・社会  
 保障研究, Vol. 43, No. 3, 2007 年, 223p

東京都福祉保健局, 「平成 24 年度『東京の子どもと家庭』報告書全文」  
[http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kiban/chosa\\_tokei/zenbun/heisei24/24hokokusyozenbun.html](http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kiban/chosa_tokei/zenbun/heisei24/24hokokusyozenbun.html) (2018. 12. 20)

道中隆, 2009, 『生活保護と日本型ワーキングプア 貧困の固定化と世代間継承』ミネルヴァ

ア書房

内閣府, 「家族関係社会支出(各国対 GDP 比)」

<https://www8.cao.go.jp/shoushi/shoushika/data/gdp.html> (2018. 12. 20)

内閣府, 「子どもの貧困に関する指標の推移」

[https://www8.cao.go.jp/kodomonohinkon/youshikisya/k\\_4/pdf/s1.pdf](https://www8.cao.go.jp/kodomonohinkon/youshikisya/k_4/pdf/s1.pdf) (2018. 12. 20)

内閣府, 「正社員・非正社員の賃金差の現状」

<https://www5.cao.go.jp/j-j/wp/wp-je17/pdf/p02013.pdf> (2018. 12. 20)

内閣府, 「第3節 子どもの貧困 平成26年版子ども・若者白書(全体版)」

[https://www8.cao.go.jp/youth/whitepaper/h26honpen/b1\\_03\\_03.html](https://www8.cao.go.jp/youth/whitepaper/h26honpen/b1_03_03.html) (2018. 12. 20)

内閣府, 「平成29年度 子どもの貧困の状況及び子どもの貧困対策の実施状況」

[https://www8.cao.go.jp/kodomonohinkon/taikou/pdf/h29\\_joukyo.pdf](https://www8.cao.go.jp/kodomonohinkon/taikou/pdf/h29_joukyo.pdf) (2018.12.20)

内閣府男女共同参画局, 「相対的貧困率の推移」

[http://www.gender.go.jp/kaigi/senmon/kihon/kihon\\_eikyoku/jyousei/08/pdf/siryoku3.pdf](http://www.gender.go.jp/kaigi/senmon/kihon/kihon_eikyoku/jyousei/08/pdf/siryoku3.pdf) (2018. 12. 20)

米国商務省, Statistic Abstract of the United States 2011

鳳咲子, 2013, 『子どもの貧困と教育機会の不平等 就学援助・学校給食・母子家庭をめぐって』明石書店

法務省, 「子どもの養育に関する合意作成書の手引きと Q&A」

<http://www.moj.go.jp/content/001242799.pdf> (2018. 12. 20)

水無田気流, 2014, 『シングルマザーの貧困』光文社新書

耳塚寛明, 2009, 「お茶の水女子大学委託研究・補完調査について」

[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chousa/shotou/045/shiryo/\\_icsFiles/afieldfile/2009/08/06/1282852\\_2.pdf](http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/045/shiryo/_icsFiles/afieldfile/2009/08/06/1282852_2.pdf) (2018. 12. 20)

文部科学省, 「就学援助制度について」

[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/career/05010502/017.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/career/05010502/017.htm) (2018. 12. 20)

文部科学省, 「平成28年度子どもの学習費調査 結果の概要」

[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/toukei/chousa03/gakushuui/kekka/k\\_detail/\\_icsFiles/afieldfile/2017/12/22/1399308\\_3.pdf](http://www.mext.go.jp/b_menu/toukei/chousa03/gakushuui/kekka/k_detail/_icsFiles/afieldfile/2017/12/22/1399308_3.pdf) (2018. 12. 20)

養育費相談支援センター(公益社団法人 家庭問題情報センター), 「養育費相談支援センター業務委託開始」

<http://www.youikuhi-soudan.jp/kaisetu.html> (2018. 12. 20)

